

# 幼児期指導者派遣事業 ココロを育てる運動遊びプログラム 実施要項

## 1 目的

公益財団法人日本スポーツ協会が推進するアクティブ・チャイルド・プログラム（ACP）を活用し、幼児期から学童期の子どもたちの運動遊び促進を目的とする

## 2 派遣講師

ACP講師

## 3 派遣内容

- (1) 主催者は、市町村、市町村教育委員会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、小学校、幼稚園及び保育園等とする。
- (2) 参加者は、岡山県民を対象としたものとする。
- (3) 1回あたりの指導時間は、2時間程度とする。
- (4) 同一の団体へ派遣する場合は原則2回/年とする。
- (5) 営利を目的としない事業とする。

## 4 期間

派遣期間は、毎年度5月1日から3月20日までとする。

## 5 経費

事業に要する経費の内、派遣する講師及び補助スタッフ（学生含む）の謝金・旅費については公益財団法人岡山県スポーツ協会（以下「本会」という。）が負担する。但し、補助スタッフ（学生含む）については、旅費のみ支給する。

## 6 派遣手続

- (1) 申請団体は、原則として派遣を希望する1ヶ月前までに実施申請書〔様式1〕を本会へ提出する。
- (2) 本会は、派遣講師と日程等を調整する。
- (3) 本会は、申請団体に回答し、派遣講師及び所属長へ派遣を依頼する。
- (4) 申請団体は、派遣講師と詳細について打合せを行い事業実施する。

## 7 実施報告

申請団体は、事業完了後、10日以内に実施報告書〔様式2〕を本会へ提出する。実施報告書の審査後に、本会は派遣講師及び補助スタッフ（学生含む）に謝金・旅費の支払い（振込）を行う。

(実施報告書の内容に不備がある場合は、申請団体に派遣費用の負担をしていただく場合があります)

## 8 その他

- (1) 天候不良の場合（台風接近等）、事業の中止を依頼する場合があります。
- (2) 主催者は、事業実施に係る監督者を定め、十分な係員を配置して、必要な安全対策を行うとともに参加者に対する傷害保険に加入すること。

## 附則

- 1 この要項は、令和3年4月1日より施行する。

# 幼児期指導者派遣事業 ココロを育てる運動遊びプログラム 事務処理要領

## 1 趣旨

公益財団法人岡山県スポーツ協会（以下「本会」という。）は、ACP普及促進プログラムにおける講師派遣業務に要する経費（以下「派遣費用」という。）を支払うものとし、事務処理など必要な事項を定めるものとする。

## 2 派遣費用

派遣費用は、次のとおりとする。

### (1) 謝金

・ACP講師 1回1人あたり 10,000円（2時間程度）

### (2) 旅費

・ACP講師 本会旅費規程に基づき旅費を支給する。

・補助スタッフ（学生含む） 1回1人あたり 一律2,000円

### (3) 派遣指導者数

・ACP講師 1人/回

・補助スタッフ（学生含む） 2人/回

(4) 申請団体は事業終了後、10日以内に実施報告書を本会に提出する。

(5) 本会は提出された実施報告書を確認した後、派遣講師及び補助スタッフ（学生含む）に謝金・旅費を振り込むこととする。

## 3 その他

(1) 同一申請団体への派遣は、原則1回/年とする

(2) 天候不順等による実施の派遣費については、

・60分以上実施した場合・・・・・・・・100%

・60分未満実施した場合・・・・・・・・80%

・現地へ行かなかった場合・・・・・・・・0%

## 附 則

1 この要領は、令和3年4月1日より施行する。